

13 環境省 (構造改革特区21次 再々検討要請).xls

管理コード	要請事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事業管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁				
130090	容器包装プラスチックその他のプラスチックの一括回収によるプラスチックのリサイクルの推進	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第2条第6項、第6条第6項 ○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第1条、第2条の2のBの項下第2号	現行容器包装リサイクル法に基づく制度においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境負荷を低減する(圧縮されること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること)に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者(容器包装を利用・販売する事業者)に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化委託し、当該指定法人に費用を負担することで再商品化義務を履行している。	容器包装プラスチックその他のプラスチックを一括回収したプラスチックを分別回収したプラスチックを分別回収し、指定法人(指定法人)が再商品化義務を負担する。費用負担は、現行法で特定事業者が負担する容器包装比率90%を下回る部分を自治体の負担とする。	実施内容 ・市町村は、金属等が付着しておらず、汚れが少ないプラスチックのみを分別し、容器包装プラスチック(PE・PP・PETは除く)を一括回収し、選別・圧縮梱包を行い、「混合プラスチック」分別基準適合物(混雑品)を製造し、再商品化事業者(リサイクル)に新たなリサイクルシステムを構築する。費用負担は、収集・選別・圧縮梱包、容器包装プラスチック以外のプラスチックのリサイクル費用は自治体負担とし、容器包装プラスチックは、特定事業者の負担とする。 ・製品プラスチック等の一括回収においても選別回収されるように配慮して頂きたい。 ・自治体が容器包装プラスチックを分別収集し、その他のプラスチックは、他の可燃ごみとともに、燃えるごみとして焼却されているため、リサイクルを推進したい。 ・秋田県は、秋田市以外の市町村はすべて人口が10万人以下であるため、圧縮梱包、選別施設の整備が困難となり、容器包装プラスチックの分別収集が進まない。(法律では、30万人単位を想定している) ・秋田県では、秋田コタン計画を2011年3月に策定しており、製品プラスチックのリサイクル推進をすることとしている。 ・秋田県では高齢者が多く、高齢者には、容器包装プラスチックのプラマークによる分別が困難であるため、プラスチックのみを分別する方がリサイクルが進みやすい。 ・本提案の効果として、①化石燃料の削減、②CO2排出の削減、③資源リサイクル産業、リサイクル品利用産業の振興、④廃棄物のリサイクル促進が期待される。	C	III	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号、以下「容器包装リサイクル法」という。)は、一般廃棄物の増減にほぼ等しいといふ我が国の実状に鑑み、一般廃棄物のうち大きな比重(容積比)を占める容器包装廃棄物の再商品化を促進するための措置として、その再商品化義務を特定事業者に課すことにより廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律である。 ・具体的には、容器包装廃棄物のうち、環境省令で定められた基準を満たした(分別基準適合物)として、特定事業者に対して再商品化義務を課している。 ・その基準の一つとして、またしてプラスチック製の容器包装について「容器包装以外の物が付着し、又は混入していないこと」を求めているが、これは、容器包装に係る再商品化義務を特定事業者に課することとされている法律の趣旨を踏まえ、容器包装以外の廃棄物の処理確保が特定事業者に課されることにならないようとするため、市町村が行分物の取扱いにおいて容器包装以外の物が付着し、又は混入していないものを再商品化義務の対象として取り扱うこととしている。 ・御提案を実現するためには上記基準の改正を要するものと考えられるが、御提案に基づき上記基準を改正する場合、容器包装廃棄物部分の特定方法如何によっては特定事業者の負担が増加するおそれがある。 ・また、プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会(中環環及び機構による合同)の取りまとめ(平成22年10月)において「容器包装以外のプラスチックの中には、金属が付着する比率の高いもの、危険物を含むもの、リサイクルに適さないものがあることに関する上、容器包装以外のプラスチックを一括して収集した時に、どの程度の分別収集量の増加やその材質の变化が見込まれるのか、更に精査していく必要がある。」これらのデータを踏まえて、(例)消費者や地方自治体、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者等の関係者や関係者との協議を進め、地方自治体、消費者等(消費者)の意向を反映していくことにも、審判法の改善見直し作業にも反映していくことが望ましい。」と指摘されているとおり、容器包装以外のプラスチックのリサイクルの在り方に関しては、これらの審議会指針事項に準拠しながら、消費者や地方自治体、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者等の関係者や関係者との協議を進めていくべき課題である。 ・したがって、こうした審議会指針事項の間で、本制度改正についての合意形成がなされていない中で、本提案に係る制度変更を行うべきではないと考えます。 ・頂いたご意見も参考にしつつ、今後とも容器包装リサイクル制度の適正な運用につとめてまいります。									プラスチックごみの一括回収・リサイクルシステム	1 0 3 5 0 1 0	秋田エコプラック株式会社	秋田県	経済産業省 環境省			
130100	容器包装リサイクル法における選別特化施設の位置づけ	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第9条第3号 ○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第1条、第2条の2のBの項下第2号	・現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境負荷を低減する(圧縮されること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること)に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者(容器包装を利用・販売する事業者)に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化委託し、当該指定法人に費用を負担することで再商品化義務を履行している。指定法人の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う事業者は、競争入札を通じて決定しており、入札によりリサイクル事業者間の競争を通じて再商品化にかかるコストの削減を図る仕組みとなっている。 ○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第9条第3号 ○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第1条、第2条の2のBの項下第2号	現行法プラスチック製容器包装について効率化の遅れている選別部門について投資の集中および合理化を進めることにより、社会的コスト(市町村負担コスト・特定事業者負担コスト)を削減し、同時にリサイクル製品の品質を向上させること等を通じて更なる環境負荷低減を実現させる。 提案理由：第20次提案では対化不可回答であったものの、選別特化施設の合理性を否定するものではなく、現行法との整合性や運用の仕方等を踏勘する回答であったため、本提案では現行法における運用と整合性を保ちつつ、市区において段階的な導入ができるための提案を中心とする。選別特化施設には入り口の製品の種類を細分化して、品質を向上させることができる。B材料リサイクル向けプラスチックとC材料(サーマル向けプラスチック)に分配することができる。C市町村の選別・保管業務と再商品化事業者の選別工程を統合できる、というメリットがあり、状況に合わせてそれぞれを段階的に導入することを提案する。これらA〜Cの詳細や代替措置については別紙A〜Cのうちの一部分まで対応可能なかを改めて回答いただきたいと思います。	現行法プラスチック製容器包装について効率化の遅れている選別部門について投資の集中および合理化を進めることにより、社会的コスト(市町村負担コスト・特定事業者負担コスト)を削減し、同時にリサイクル製品の品質を向上させること等を通じて更なる環境負荷低減を実現させる。 提案理由：第20次提案では対化不可回答であったものの、選別特化施設の合理性を否定するものではなく、現行法との整合性や運用の仕方等を踏勘する回答であったため、本提案では現行法における運用と整合性を保ちつつ、市区において段階的な導入ができるための提案を中心とする。選別特化施設には入り口の製品の種類を細分化して、品質を向上させることができる。B材料リサイクル向けプラスチックとC材料(サーマル向けプラスチック)に分配することができる。C市町村の選別・保管業務と再商品化事業者の選別工程を統合できる、というメリットがあり、状況に合わせてそれぞれを段階的に導入することを提案する。これらA〜Cの詳細や代替措置については別紙A〜Cのうちの一部分まで対応可能なかを改めて回答いただきたいと思います。	提案A: E 提案B: D 提案C: III	提案A: E 提案B: D 提案C: III	「(1)提案Aについて ・今回提案Aを実施するためには、協会のガイドラインで定める取組基準等に照し、新たな基準が必要となるが、当該基準は民間団体である協会が定めるガイドラインに規定されているものであって法令による規制ではないため、現行の構造改革特区制度の中で措置できる対象ではない。 ・地方、今回提案Aについては、分別基準適合物の再商品化の高度化を図るものとして、「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」(平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省各19号、以下「基本方針」という。)に定める「再商品化により廃れた物の量の向上を図る」という方針等に合致する提案である。 ・このため、構造改革特区制度による対応の検討とは別に、御提案の内容について、協会と連携して取組基準等に定める新たな基準のあり方等について関係者との関係者や関係者との協議を行う。平成24年度を目途に結論を得る。 (2)提案Bについて ・御提案は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成7年法律第41号)第9条第3号に基づく指定法人による再委託指定の規定に抵触しないため、御提案のジョイントグループ形式での入札は現行法規により対応可能である。 (3)提案Cについて ・前回(第20次提案)御提案いただいた際の御意と同様であるが、仮に、本提案を認めた場合は、特定として認められた地域のみ、異なる方法で容器包装廃棄物を収集・分別することとなり、当該地域では、応じている事業者が技術的に設定されよう可能性が高くなるおそれがある。このため、入れによる競争原理が事実上働かない状態が長期にわたり続いた場合、実質的には再商品化に係るコストが高止まることで特定事業者の費用負担も高止まりするおそれがある。 ・また、現行制度では、特定事業者に対して分別基準適合物の再商品化を義務付けている。このため、環境省令で改定分別基準適合物の定義を変更すると、特定事業者の役割や負担の程度が変化することとなる。特に、御提案の改正を行った場合には、特定事業者が再商品化義務を負うべき分別基準適合物の量の算定方法の知照等によっては、特定事業者の負担が増加するおそれがある。このため、費用負担が増加するおそれがある特定事業者との間で、本制度改正についての合意形成がなされていない中で、本提案に係る制度変更を行うべきではないと考えます。 ・また、こうした役割分担・費用負担の変更は、特定事業者以外にも、市町村や再商品化事業者等の主体に影響を及ぼすことが考えられ、こうした利害関係者による合意形成がなされていないことからも、特設の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考えます。 ・頂いたご意見も参考にしつつ、今後とも容器包装リサイクル制度の適正な運用につとめてまいります。」													株式会社エコエディック、朝日工業株式会社	1 0 3 8 0 1 0	神奈川県、北海道	経済産業省 環境省